

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	難病に係る特定医療費支給関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県は、特定医療費支給事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

三重県知事

公表日

令和7年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病に係る特定医療費支給関係事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者に対し、特定医療費を支給する。・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定難病に罹患していることを証明する登録者証を交付する。・特定個人情報ファイルは、特定医療費支給及び指定難病要支援者証明事業の実施に係る事務に使用する。・Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務に使用する。・情報連携のため、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・対象者は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・対象者が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	指定難病等医療費助成システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費支給関係事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の131の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[実施する]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項 (情報提供) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、18、42、77、80、113、125、144、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	三重県医療保健部健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒514-8570 津市広明町13番地
医療保健部健康推進課 059-224-2334

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの真正性確認を徹底している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人の確認や鍵付きロッカーへの保管等、いずれの局面においても厳重に注意して行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報の難病等医療費助成システムへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
-------	---	---	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/>] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/>] 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/>] 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	三重県個人情報適正管理指針及び難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費支給関係事務における特定個人情報取扱指針に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。また、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。これらのことから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月12日	I-5. 評価実施機関における担当部署	三重県健康福祉部医療対策局健康づくり課	三重県医療保健部健康づくり課	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
平成30年7月12日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒514-8570 津市広明町13番地 健康福祉部健康づくり課 059-224-2334	〒514-8570 津市広明町13番地 医療保健部健康づくり課 059-224-2334	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
平成31年2月28日	IVリスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和2年12月16日	I-3. 個人番号の利用	(略)別表第一の97の項	(略)別表第一の98の項	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和2年12月16日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報照会)番号法第19条第7号及び別表第二の119の項	(情報照会)番号法第19条第7号及び別表第二の120の項	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和2年12月16日	I-5. 評価実施機関における担当部署	三重県医療保健部健康づくり課	三重県医療保健部健康推進課	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和2年12月16日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒514-8570 津市広明町13番地 医療保健部健康づくり課 059-224-2334	〒514-8570 津市広明町13番地 医療保健部健康推進課 059-224-2334	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和2年12月16日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和2年12月16日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年3月19日	I-1. ②事務の概要	・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者に対し、特定医療費を支給する。 ・特定個人情報ファイルは、特定医療費支給に係る事務に使用する。	・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者に対し、特定医療費を支給する。 ・特定個人情報ファイルは、特定医療費支給及び指定難病要支援者証明事業の実施に係る事務に使用する。 ・Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務に使用する。 ・情報連携のため、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・対象者は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・対象者が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	重要な変更に当たらない(事務内容の変更)
令和7年3月19日	I-1. ③システムの名称	特定疾患等医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	指定難病等医療費助成システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub (PMH)	事前	重要な変更に当たらない(利用システムの変更・追加)
令和7年3月19日	I-3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の98の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第71条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の131の項	事後	重要な変更に当たらない(法改正に伴う修正)
令和7年3月19日	I-4. ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第7号及び別表第二の120の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第59条の3 (情報提供) 番号法第19条第7号及び別表第二の26、56の2、87の項 別表第二省令第19条、第30条、第44条	(情報照会) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項 (情報提供) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、18、42、77、80、113、125、144、161の項	事後	重要な変更に当たらない(法改正に伴う修正)
令和7年3月19日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒514-8570 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(戦略企画部情報公開課) 059-224-2073	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(総務部情報公開課) 059-224-2071	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年3月19日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年3月19日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年3月19日	IV-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	重要な変更に当たらない(委託による変更)
令和7年3月19日	IV-8. 人手を介在させる作業判断の根拠	記載なし	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの真正性確認を徹底している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人の確認や鍵付きロッカへの保管等、いずれの局面においても厳重に注意して行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報の難病等医療費助成システムへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	重要な変更に当たらない(基礎項目評価書の様式改正による変更)
令和7年3月19日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	記載なし	三重県個人情報適正管理指針及び難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費支給関係事務における特定個人情報取扱指針に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。また、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。これらのことから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	重要な変更に当たらない(基礎項目評価書の様式改正による変更)